特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会表彰規程

（目　的）

1. この規程は、特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会（以下「本会」という。）

　の振興発展に関し、功績顕著なものを表彰することを目的とする。

（表彰の資格）

1. 表彰は、次の各号のいずれかに該当するもので、定款第６条第１号の団体の下

部団体（以下「下部団体」という。）又は個人で本会理事会が推薦したものに対して

行う。

（１）永年にわたり本会発展のため功労のあった下部団体又は個人

（２）本市内にあって、永年スポーツの普及及び振興に努め著しく功績のあった下部

団体又は個人

　（３）永年競技に精進し、特に一般の模範として認められた下部団体又は個人

　（４）特にスポーツに対する功績が顕著であり、一般の模範として認められた下部団

体又は個人

（推薦方法）

1. 前条に該当するものがあるときは、様式１に定める特定非営利活動法人焼津市

スポーツ協会表彰候補推薦書により、指定された期間内に会長に提出する。

（表彰の時期）

1. 表彰は、定期総会等において行う。ただし、会長が必要と認めるときは、随時

又は別に定める日に行うことができる。

（選考並びに決定）

1. 第３条に規程により推薦されたものについては、表彰委員会で審査し、理事会

で承認された下部団体又は個人を表彰する。

　（変更等）

第６条　この規程に定めるもののほか、必要な事項及び変更等は、理事会の議決を経なければならいない。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

　この規程の一部改正は、令和３年４月１日から施行する。